



被災された
皆様へ

被災者支援カード（おもて）

大切な9つの支援制度をカードで

令和6年1月12日版



最新のカードの
ダウンロード

*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。

被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海

災害直後

応急修理制度 (災害救助法)



大規模半壊・半壊の世帯
70.6万円 (2023)
準半壊の世帯
34.3万円

窓口

自治体

誰に

準半壊以上の、り災
証明をもらった世帯
(使うと修理後は
仮設住宅、公費解体
の利用不可にも)

業者に修理を頼む
前に自治体に相談

基礎支援金 (被災者生活再建支援法)



①全壊 ②半壊以上の建物
等を解体 ③長期避難世帯
100万円
大規模半壊
50万円

窓口

自治体

誰に

左の条件を満たす世帯
(賃借人も)。特に②
③は不明なら要相談
(単身は4分3の金額)

所得条件なし。お金の
使い道も制限なし

災害援護 資金貸付 (災害弔慰金法)



借入最大**350万円**
(全壊250万/半壊1
70万/家財3分の1
の損害150万など)

窓口

自治体

誰に

災害で負傷したり、
家財の損害、住宅の
全半壊などがある人
(所得条件あり)

返済期間10年。当
初3年間は無利子

そのすいしあ

仮設住宅 (災害救助法)



原則最長**2年間**
(特定非常災害適用
なら延長可能性も)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

窓口

自治体

誰に

居住できる家がなく
自分の資力では住宅を
確保できない人
(半壊でも入居可能性)

入居に所得条件あるも
運用は自治体で様々

公費解体 (環境省の補助制度)



建物を無償で
解体・撤去
(お住まいの自治体の
発表情報を確認)

窓口

自治体

誰に

原則**全壊**が対象だが、
特定非常災害などで
は、**半壊以上**の建物
に拡大されることも

所得条件なし。
自費解体後に費用
償還されることも

雑損控除 (災害減免法も)



その年の**所得の10%**
を超える部分の損害額
が所得控除される等

窓口

税務署に確定申告

誰に

住宅・家財・車両・お墓
などの損害や災害関連
費の支出がある人

家財の損害額不明
でも**推定規定**あり

そのい

加算支援金 (被災者生活再建支援法)



建設・購入で **200万円**
修理で **100万円**
民間借借へ **50万円**

*中規模半壊は上の半額
がもらえる(基礎支援金なし)

窓口

自治体

誰に

基礎支援金をもらった
世帯又は中規模半壊世
帯が住宅再建をする時
(単身は4分3の金額)

一度転居して、その後
再建・修理した場合でも
左の金額までもらえる

被災ローン 減免制度 (自然災害ガイドライン)



預貯金**500万円**・家財
保険金・各種支援金
などを手元に残し、ロー
ンの減額・免除の可能性あり
*ブラックリストに載らない

窓口

弁護士会に相談を

誰に

災害救助法の災害で
住宅ローンなど個人
のローンの支払が
難しくなった人

自己破産や返済交
渉の前に検討を!

災害復興 住宅融資 (高齢者返済特例も)



建設・購入
半壊以上
修理(補修)の融資
一部損壊以上

窓口

住宅金融支援機構

誰に

住宅の修理費用や
再建費用を借りたい人

60歳以上なら不動
産を担保に、利息の
みの返済の**高齢者**
返済特例も



内閣府防災のHP